

(仮称) 三方山風力発電事業に係る

高知県環境影響評価技術審査会 次第

日時：令和4年11月15日（火）13時30分から15時30分まで

会場：高知県人権啓発センター 6階ホール

高知市本町4丁目1番37号

- |             |   |                   |   |
|-------------|---|-------------------|---|
| 13：30～13：40 | 1 | 開                 | 会 |
|             | 2 | 挨拶                |   |
|             | 3 | 議事録署名委員の選出        |   |
|             | 4 | 協議事項              |   |
| 13：40～13：45 |   | (1) 経過報告          |   |
| 13：45～14：45 |   | (2) 配慮書等について事業者説明 |   |
| 14：45～14：55 |   | 【 休 憩 】           |   |
| 14：55～15：25 |   | (3) 質疑・応答         |   |
| 15：25～15：30 | 5 | 連絡事項              |   |
|             | 6 | 閉                 | 会 |

## (仮称) 三方山風力発電事業に係る環境影響評価手続について

### 1 これまでの手続について

#### 【配慮書手続】

令和 4 年 9 月 20 日 配慮書收受

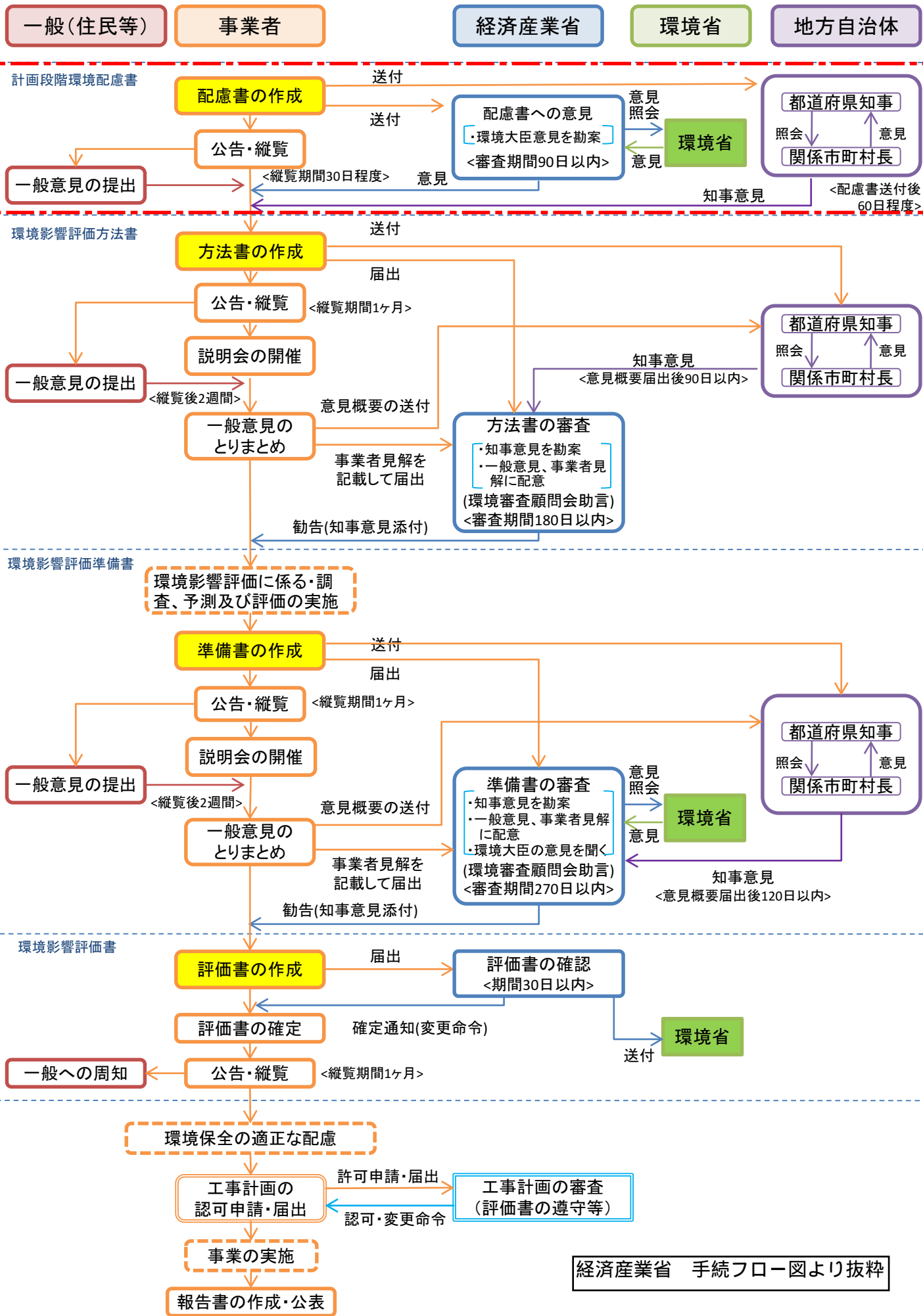
令和 4 年 11 月 15 日 高知県環境影響評価技術審査会

### 2 今後の手続について

令和 4 年 12 月 9 日 知事意見書提出予定

# 発電所に係る環境影響評価の手続フロー図

資料 2



## 環境アセスメントの対象事業一覧

	第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路		
高速自動車国道 首都高速道路など	すべて 4車線以上のもの	—
一般国道 林道	4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	4車線以上・7.5km～10km 幅員6.5m以上・15km～20km
2 河川		
ダム、堰 放水路、湖沼開発	湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha 土地改変面積75ha～100ha
3 鉄道		
新幹線鉄道 鉄道、軌道	すべて 長さ10km以上	— 長さ7.5km～10km
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
5 発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW
地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
原子力発電所	すべて	—
風力発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha
7 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
13 宅地の造成の事業(*1)	面積100ha以上	面積75ha～100ha
○港湾計画(*2)	埋立・掘込み面積の合計300ha以上	

(\*1) 「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

(\*2) 港湾計画については、特例の手続を実施することとなる(14ページ参照)。



## 計画段階環境配慮書の送付

令和4年9月20日

高知県知事  
濱田 省司 殿

HSE株式会社  
取締役社長 石田 桂  
荒川電工株式会社  
代表取締役 荒川 浩一

環境影響評価法第3条の3に基づき、計画段階環境配慮書を作成しましたので、下記のとおり送付します。

つきましては、環境影響評価法第3条の7第1項及び発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）第14条第1項に基づき、計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地からの意見を求めますので、下記期限までに提出をお願いします。

## 記

- 1 送付内容（別添）
  - ① （仮称）三方山風力発電事業 計画段階環境配慮書
  - ② 同 要約書
- 2 知事意見提出期限  
令和4年12月9日

以上

## 関係町(仁淀川町)及び庁内関係機関の意見に対する事業者の見解

	ページ等	原文	意見等	事業者の見解
1	仁淀川町		別紙のとおり	
2	用地対策課 配慮書 P4 要約書 P4		<p>1.国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地取引の事後届出制 土地取引の契約をしたときは、権利取得者(売買の場合であれば買主)は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的等を記入した知事あての届出書に必要な書類を添付して、契約を結んだ日を含めて2週間以内に土地の所在する市町村役場に届け出てください。</p> <p>(取引の規模:面積要件) ① 市街化区域 2,000㎡以上 ② ①を除く都市計画区域 5,000㎡以上 ③ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上</p> <p>2. 高知県土地基本条例の手続き 開発区域の面積が10ha以上の開発事業については、個別法に基づく許認可等申請手続きに先立ち、高知県土地基本条例の手続きが必要です。</p> <p>相談先:高知県土木部用地対策課 TEL:088-823-9817 (条例の主な手続き) ・開発計画書の提出による事前協議 ・開発計画の内容について、地元住民等の関係者への説明 ・地元住民等の関係者及び関係市町村の意見の尊重</p>	<p>土地取引の契約をしたときは、国土利用計画法に基づき、土地の所在する市町村役場に届出するなど、適切に対応いたします。</p> <p>今後の手続において、高知県土地基本条例に基づき、必要な許認可等申請を行うなど適切に対応いたします。</p>
3	河川課 要約書 P18(2.2.5)	<p>発電所の設備配置計画及び基礎構造は、今後の現地調査の結果、地権者協議、関係機関との許認可協議等を踏まえた概略設計及び詳細設定において検討する計画であり、現時点で詳細は未定である。 なお、本事業の性格上、風力発電機の配置は風況の良い屋根上の比較的平坦な領域を中心に検討を行うとともに、各風力発電機間の離隔はローター直径の3~10倍程度の距離を確保し、配置検討を行う。</p>	<p>・造成工事等の際に事業実施区域に近接する河川の流域の変更をしないこと。</p> <p>・河川区域内に工作物を設置する場合は、河川管理者(中央西土木事務所)に河川法に基づく許可申請を行うこと(河川法第24条、26条)。</p> <p>・事業実施区域からの排水により県管理区間への洪水や土砂の流出が生じないよう、調整池や沈砂池を設置する等の適切な対応を行うとともに、必要に応じ河川管理者(中央西土木事務所)と協議を行うこと(法第2条、29条)。</p>	<p>・現時点では造成工事等の際に事業実施区域に近接する河川の流域の変更は計画しておりません。</p> <p>・本事業において河川区域内に工作物の設置は計画しておりません。</p> <p>・本事業によって洪水や土砂の流出が生じないよう、調整池や沈砂池を設置する等の適切な対応を行うとともに、必要に応じ河川管理者と協議を行います。</p>

## 関係町(仁淀川町)及び庁内関係機関の意見に対する事業者の見解

	ページ等	原文	意見等	事業者の見解
4	防災砂防課 配慮書 P.238(3-214) P.239(3-215)~P241(3-217)		<p>事業実施想定区域である仁淀川町には「砂防法」で規定する砂防指定地が存在しています。砂防指定地内では一定の行為を制限しており、当該事業を実施する場合は、あらかじめ知事の許可が必要ですので、制限行為の許可申請を行って下さい。</p> <p>また、仁淀川町には土砂災害警戒区域および特別警戒区域が存在しています。土砂災害特別警戒区域内で制限用途に該当する建築物を建築するための開発を行う場合は、あらかじめ知事の許可が必要ですので、特定開発行為の許可申請を行って下さい。その他区域内での事業については、土砂災害を誘発助長することがないように留意してください。</p>	<p>基本的には砂防指定地内での改変を可能な限り避ける計画ですが、やむを得ない事情により事業を実施する場合には、制限行為の許可申請を行うなど適切に対応いたします。</p> <p>また、本事業において土砂災害特別警戒区域内で制限用途に該当する建築物を建築するための開発を行う場合には、必要な許可申請を行います。さらに、本事業の実施によって土砂災害を誘発助長することがないように関係機関との協議の上、必要な措置を講じます。</p>
5	都市計画課 全般		<p>風力発電機及び風力発電機に付属する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物については、開発許可を要しません。</p> <p>風力発電機に付属する施設で、管理施設及び変電設備を設置する施設以外の建築物を建築する予定がある場合は、開発許可の要否について高知県都市計画課開発指導担当までご確認ください。</p> <p>また、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行され、対象箇所が規制区域になった場合、風力発電の設置を目的とした盛土や切土、一時堆積も規制対象となりますので、ご確認をお願いします。</p>	<p>風力発電機に付属する施設で、管理施設及び変電設備を設置する施設以外の建築物を建築する場合には開発許可の要否について高知県都市計画課開発指導担当に確認し、適切に対応いたします。</p> <p>また、本事業の実施区域が宅地造成及び特定盛土等規制法の規制区域に該当する場合には、関係機関との協議の上、必要な措置を講じます。</p>
6	工業振興課 全般		<p>準備書に対する意見等は特にありません。</p> <p>その他計画に関する意見等は以下のとおりです。</p> <p>◎根拠法令等 ①採石法(高知県工業振興課所管) ②鉱業法(四国経済産業局 資源・燃料課(以下「四経局」)所管)</p> <p>①特に問題はありません。ただし、事業実施想定区域内で岩石を採取し、その岩石を当該場所以外の場所において他の用に供する(販売若しくは他に使用する)場合は、採石法の適用を受けることになるためご注意ください。</p> <p>※既に他人によって分離されている石材を山から採取する行為であっても、土地の形状を変更する行為に該当し、また当該岩石採取場以外の場所において他の用に供することが伴えば、採石法の適用を受けることとなります。</p> <p>上記により採石法に該当する場合は、採石法第32条に基づき「採石業者の登録」を受けた後、採石法第33条に基づき「岩石採取計画」の認可を受ける必要がありますので、事前に県工業振興課へご連絡ください。</p> <p>②事業実施想定区域には、鉱業権が設定されている可能性があります。鉱業権については正確を期すため、四経局の「鉱業原簿の閲覧」をする、あるいは謄抄本の交付申請を行い、確認してください。</p>	<p>①現時点では、土砂の場外搬出は計画しておりません。</p> <p>②今後、鉱業権について関係機関に確認いたします。</p>

## 関係町(仁淀川町)及び庁内関係機関の意見に対する事業者の見解

	ページ等	原文	意見等	事業者の見解
7	歴史文化財課		<p>①調査結果の情報提供をお願いします。</p> <p>②天然記念物の生息を確認した場合の、対策をお教えてください。</p>	<p>①今後実施する現地調査において天然記念物を確認した場合には、必要に応じて情報提供を行います。</p> <p>②今後実施する現地調査において天然記念物の生息を確認した場合には、生息環境の改変の有無などを予測の上、必要に応じて適切な処置を講じる方針です。</p>
8	漁業管理課 要約書 P72 配慮書 P294、P304		<p>①水産資源保護法に基づき高知県内水面漁業調整規則によって、「水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。」と規定されていますので、開発に係る排水について十分な管理を行ってください。</p> <p>②開発予定区域付近については、仁淀川漁協が第五種共同漁業権を有しておりますので、当該漁業協同組合に事前に周知するとともに、漁業権漁業に影響を与える可能性がある場合は、協議を行ってください。</p> <p>根拠法令等 ・水産資源保護法第4条第2項第4号 ・高知県内水面漁業調整規則第45条第1項</p>	<p>①水産資源保護法等に基づき開発に係る排水について十分な管理を行います。</p> <p>②今後、現地調査を実施するに当たっては、該当する漁業協同組合に事前に説明を行うなど適切に対応いたします。</p>
9	木材増産推進課 全般		<p>計画地域内の森林部分においては、造林事業などの補助事業により、間伐等の森林整備や森林作業道の開設を実施している場合があります。</p> <p>補助事業を実施した森林では、補助金の交付を行った年度の翌年度から起算して5年又は10年（※補助メニューによってはそれ以上の年数の場合もあります。）以内に補助目的及び森林以外の用途への転用が禁止されており、やむを得ず対象森林の全部若しくは一部の転用を行う場合には補助金返還の対象となります。</p> <p>このため、森林を森林以外の用途に転用する場合には、あらかじめ、対象森林の補助事業の履歴を確認し、補助金返還対象となる場合には、返還手続きを行う必要があります。</p>	<p>本事業の実施に伴い、森林を森林以外の用途に転用する場合には、あらかじめ対象森林の補助事業の履歴を確認し、補助金返還対象となる場合には、返還手続きを行うなど適切に対応いたします。</p>



## 関係町(仁淀川町)及び庁内関係機関の意見に対する事業者の見解

	ページ等	原文	意見等	事業者の見解
10	治山 林道 課  要約書 P 30 (表3-1) P111 (表4.3-22) P112 (表4.3-23) P117、118、 119		<p>保安林は、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものです。やむを得ず転用のための保安林の解除を行う場合であっても、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性に鑑み、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずる必要があります。また、当該転用が、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるものとされています。</p> <p>保安林は、公益上の理由により必要が生じたとき又は、指定理由が消滅したときは、保安林の指定の解除手続きが必要です。</p> <p>保安林の指定の解除要件は、地域における土地利用の状況等から見て、その土地以外に適地を求めることができないこと、保安林の転用に係る面積が、目的を実現する上で必要最小限であること、事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地について、使用する権利を有していること等です。</p> <p>なお、開発行為が、保安林の土地の形質変更行為の許可基準内であり、保安林の指定の目的に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、保安林の指定の解除ではなく、作業許可によることが可能です。</p> <p>また、地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区、海岸保全区域を除く)において、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する開発行為で、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為で、その行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員が3メートルを超えるものについて、その他の行為については、土地の面積1ヘクタールを超える場合に森林法第10条の2に基づく高知県知事の許可を受ける必要があります。</p>	<p>本配慮書で示した事業実施想定区域は工事計画等が検討段階であるため広く設定しています。今後の手続において、対象事業実施区域を絞り込む際には、保安林は可能な限り変更を避けるとともに、やむを得ない事情により事業を実施する場合には、保安林の有する機能に影響が及ばないように適切に対応いたします。</p> <p>また、地域森林計画の対象となっている民有林において、1ヘクタールを超える開発行為を行う場合には森林法第10条の2に基づく知事の許可を受けるなど適切に対応いたします。</p>
	配慮書 P235(3-211)~P237(3-213)	凡例 民有林 土砂崩壊防備保安林	左記凡例の記載内容について、保安林種を土砂崩壊防備保安林としているが、土砂流出防備保安林であるため、修正する必要があります。	方法書以降の図書においてご指摘のとおり修正いたします。
11	森づくり 推進 課		<p>地域森林計画対象森林を伐採する場合は、該当する地域の地域森林計画、市町村森林整備計画に適合した方法で行ってください。</p> <p>森林法第10条の8の規定による「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出し、伐採後は「伐採後の森林に係る状況報告書」、伐採後の造林の実施後は「伐採後の造林に係る状況報告書」をそれぞれ提出してください。</p> <p>また、森林法第12条の規定による森林経営計画の変更が必要な場合は、変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出してください。</p> <p>地域森林計画対象森林において、新たに森林の土地の所有者になった場合は、森林法第10条の7の2の規定による「森林の土地の所有者届出書」を提出してください。</p>	<p>本事業の実施に伴い、地域森林計画対象森林を伐採する場合には該当する地域の地域森林計画、市町村森林整備計画に適合した方法で行います。</p> <p>また、森林経営計画の変更が必要な場合や、地域森林計画対象森林において、新たに森林の土地の所有者になった場合には森林法の規制に基づき必要な手続を行うなど適切に対応いたします。</p>

## 関係町(仁淀川町)及び庁内関係機関の意見に対する事業者の見解

	ページ等	原文	意見等	事業者の見解
12	環境計画推進課 ①要約書P3 配慮書P3 (2-1) 14行目 ②全般 ③要約書 P37~P46 配慮書 P259(4-7) ~P268(4-16)	①「高知県新エネルギービジョン(令和3年3月)」を策定した。  ③調査、予測及び調査の結果の騒音及び超低周波音に関する記載	①以下のとおり修正をお願いいたします。 誤:策定 正:改定  ②調査、予測及び評価結果は、地域住民等の求めに応じ、わかりやすく説明し、理解を得られるように努めてください。  ③風車の稼働に伴う騒音および超低周波音については、地域住民の安全と健康を守るために、国の基準だけでなく、超低周波音に起因する健康への影響について、最新の知見に基づいて評価を行うことを検討してください。また、それらを考慮した風車の配置とすることを、検討してください。	①方法書以降の図書においてご指摘のとおり修正いたします。  ②調査、予測及び評価結果は、地域住民等の求めに応じ、わかりやすく説明し、理解を得られるように努めます。  ③風車の稼働に伴う騒音および超低周波音については、国の基準・指針に限らず、その影響については、最新の知見に基づいて調査、予測及び評価を行い、それらの結果も考慮したうえで風車の配置を検討いたします。
13	自然共生課 全般		①高知県希少野生動植物保護条例により県指定希少野生動植物に指定されている動植物が事業実施想定区域において確認された場合は、事前に自然共生課へ協議のうえ、保全の措置をとってください。  ②事業実施想定区域及びその周辺において希少野生動植物(絶滅危惧種)が生息・生育している可能性があり、工事の実施等によって、希少野生動植物の生息環境への一次的な影響が生じる可能性があるため、本事業による希少野生動植物の生息・生育状況等、環境への負荷等の影響について調査をすることに努めるとともに、生息・生育等が確認された場合、希少野生動植物へ与える影響を回避する又は回避困難等の事情によりやむを得ず影響を与える場合は、負荷を低減(移植、工法の変更等)するなどの措置をとり、希少野生動植物の保護に努めてください。(高知県希少野生動植物保護条例第5条)  ③切土・盛土等の改変の環境配慮措置を検討する場合、対象地域への外来種侵入等、生態系への影響がないよう専門家の意見を聞き、措置方法を検討してください。	①今後実施する現地調査において県指定希少野生動植物に指定されている動植物を確認した場合には自然共生課へ協議を行うなど適切に対応いたします。  ②今後実施する現地調査において希少野生動植物の生息・生育状況を適切に把握し、本事業の実施に伴う影響を予測し、可能な限り回避に努めるとともに、必要な措置を講じることで希少野生動植物の保護に努めます。  ③緑化等を検討する場合には可能な限り在来種を採用するなど、対象地域への外来種侵入等、生態系への影響がないよう専門家の意見を聞き、措置方法を検討いたします。
14	港湾・海岸課 要約書 P20	(2)風力発電機等の輸送計画 風力発電等の輸送経路は、須崎港まで海上輸送し、陸揚げ後、高知県内の輸送道路を経由して事業実施想定区域まで輸送する計画であるが、詳細については現在検討中である。	港湾を利用する際には、管轄の土木事務所(須崎港なら須崎土木事務所)と調整してください。	港湾を利用する際には、管轄の土木事務所と調整いたします。

※道路課、鳥獣対策課、農業基盤課、環境農業推進課、環境対策課については、特に意見はありませんでした。

## 別紙\_仁淀川町長意見

項目	意見等	事業者の見解
総括的事項	<p>計画段階配慮書について、現段階では、事業計画が検討中のため、「計画段階環境配慮書」の留意事項にも記載のとおり、「現地調査を実施していないため、予測及び評価が簡易的で不確実性を伴うものとなっている。方法書以降の手続きにおいて、適切に把握する。」と書かれている。</p> <p>今後、具体的に事業実施に向けた計画書の作成となった場合、風力発電機の設置位置や、風力発電機の機種などにより、機材の輸送計画（輸送路の整備）が検討されるなど、新たな環境への影響が生じるおそれがある。</p> <p>そのため、方法書以降では、調査地域の適切な設定と科学的根拠に基づく最新かつ正確な情報を用いた調査を行い、得られた結果の適切な予測及び評価の実施並びに環境保全措置の検討を行い環境への負荷を最大限に回避、低減すること。</p> <p>また、周辺住民などの懸念事項を十分に把握し、配慮すること。</p> <p>将来的に当事業が実施される場合、水環境及び自然環境へ与える影響に対し十分に注意し、環境影響を回避又は、十分な低減ができない場合には、事業実施区域の再検討を行うなど、当該地域での事業の廃止も含めて事業計画の抜本的な見直しを行なうこと。</p>	<p>今後の方法書以降の手続においては、調査地域の適切な設定と科学的根拠に基づく最新かつ正確な情報を用いた調査を行い、得られた結果を踏まえた予測及び評価の実施並びに環境保全措置の検討を行い環境への負荷を最大限に回避、低減するように努めます。</p> <p>また、周辺住民などの懸念事項を把握し、それを払拭できるよう丁寧な説明を心がけるなど適切に対応いたします。</p> <p>今後実施する調査及び予測の結果、水環境及び自然環境などへ与える環境影響を回避又は、十分な低減ができない場合には、事業計画の抜本的な見直しを含めた検討を行います。</p>
騒音及び超低周波音	<p>施設の稼働による騒音及び超低周波音の予測にあたっては、事業実施区域周辺の住居等への影響について、最新の科学的知見及び海外も含めた同型機の先行事例の知見を反映し、影響を予測すること。なお、調査時点の設定においては、地元住民等の懸念にも配慮した調査地点となるよう努めること。</p>	<p>施設の稼働による騒音及び超低周波音の予測にあたっては、事業実施区域周辺の住居等への影響について、最新の科学的知見及び海外も含めた同型機の先行事例の知見を反映するなどして影響を予測し、必要に応じて適切な措置を講じます。なお、調査地点の設定においては、地元住民等の懸念にも配慮し、必要な調査地点を検討いたします。</p>
水環境	<p>事業計画区域周辺の谷や川については、上水道や生活用水のため取水が行われている箇所が多数あると思われる。事業実施となった際、土砂や濁水による周辺地域の水環境への影響が懸念されることから、必要な調査、予測及び評価を行い、地下水を含む利水及び水環境への影響を回避、低減するよう適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後の手続において必要な調査、予測及び評価を行い、水環境への影響を回避、低減するよう適切な環境保全措置を検討します。また、地下水を含む利水についても周辺住民などに聴き取りを行うなどして、必要な措置を検討します。</p>
動物・植物・生態系	<p>事業実施想定区域及びその周囲の「動物」や「植物」の「生態系」の調査について、広範囲で調査が実施されているが、今後、希少動物の「クマタカ」の生息・繁殖状況の把握や、風力発電機へ接触等が生じる可能性がある「渡り鳥」の移動ルートなどについても、現地調査を行い生息状況を把握し、環境保全措置に取り組むこと。</p>	<p>今後実施する現地調査においてクマタカの生息・繁殖状況の把握や、渡り鳥の移動ルートなどについても、適切に把握し、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p>
その他	<p>仁淀川町の森林率は、約90%で自然豊かな町で、そこを流れる川は、日本一綺麗な清流仁淀川で、「仁淀ブルー」と称され、全国に注目されるようになった。</p> <p>このような、美しい自然を守っていくため、風力発電施設が、環境破壊の原因となることなく、「脱炭素に向けた町のシンボル」となるように、風力発電施設建設実施計画には、十分な現地調査のもと取り組みむこと。</p>	<p>本事業によって設置する風力発電施設が、「脱炭素に向けた町のシンボル」となるように、今後の手続において、十分な現地調査のもと取り組みます。</p>

## ◎環境アセスメント根拠法令

## ・環境影響評価法（抜粋）

（準備書の作成）

**第 14 条** 事業者は、第 12 条第 1 項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- （1）第 5 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項
- （2）第 8 条第 1 項の規定による意見の概要
- （3）第 10 条第 1 項の規定による知事の意見
- （4）前 2 号の意見についての事業者の見解
- （5）環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- （6）環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

イ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ウ イに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

- （7）環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）

2 第 5 条第 2 項の規定は、準備書の作成について準用する。

（準備書の送付）

**第 15 条** 事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による意見並びに第 13 条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第 7 条に規定する地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（準備書についての公告及び縦覧）

**第 16 条** 知事は、前条の規定により準備書の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、事業者から準備書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供するものとする。

2 事業者は、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を周知するための措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、同項の縦覧期間中、準備書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

**第 17 条** 事業者は、規則で定めるところにより、前条第 1 項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第 7 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「第 6 条第 1 項に規定する地域」とあるのは「第 15 条に規定する関係地域」と、同条第 4 項中「第 2 項」とあるのは「第 17 条第 2 項において準用する第 2 項」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「第 17 条第 1 項及び同条第 2 項において読み替えて準用する前 3 項」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出)

**第 18 条** 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第 16 条第 1 項の規定による公告の日から、同項の縦覧期間が満了する日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

**第 19 条** 事業者は、前条第 1 項の期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(準備書についての知事等の意見)

**第 20 条** 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 知事は、前項の場合において、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 知事は、第 1 項の場合において、準備書について高知県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

4 知事は、第 1 項の場合において、第 2 項の規定による関係市町村長の意見及び前項の規定による高知県環境影響評価技術審査会の意見を考慮するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解並びに次条第 1 項の公聴会において述べられた意見に配慮するものとする。

・環境影響評価法施行令（抜粋）

（準備書についての都道府県知事の意見の提出期間）

**第 12 条** 法第 20 条第 1 項の政令で定める期間は、120 日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、150 日を超えない範囲内において関係都道府県知事が定める期間とする。

・電気事業法（抜粋）

（準備書の作成）

**第 46 条の 10** 特定事業者は、環境影響評価法第十四条第一項の環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）には、同項各号に掲げる事項のほか、第 46 条の 8 第 1 項の規定による勧告の内容を記載しなければならない。

（準備書についての意見の概要等の届出）

**第 46 条の 12** 特定事業者は、環境影響評価法第 19 条の規定による送付をするときは、併せて同条の書類を経済産業大臣に届け出なければならない。

（準備書についての関係都道府県知事等の意見）

**第 46 条の 13** 環境影響評価法第 20 条第 1 項の関係都道府県知事の意見並びに同条第 4 項の政令で定める市の長及び同条第 5 項の関係都道府県知事の意見であつて特定対象事業に係るものについては、これらの規定にかかわらず、事業者にとって経済産業大臣に対し、これらの規定の意見として述べるものとする。

（準備書についての勧告）

**第 46 条の 14** 経済産業大臣は、第 46 条の 11 の規定による準備書の届出があつた場合において、環境影響評価法第 20 条第 1 項の関係都道府県知事の意見又は同条第 4 項の政令で定める市の長の意見及び同条第 5 項の関係都道府県知事の意見がある場合にはその意見を勧告するとともに、第 46 条の 12 の規定による届出に係る同法第 18 条第 1 項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮して、その準備書を審査し、その準備書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、第 46 条の 11 の規定による届出を受理した日から経済産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、その特定対象事業に係る環境影響評価について必要な勧告をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による審査をするときは、環境大臣の環境の保全の見地からの意見を聴かななければならない。

3 経済産業大臣は、第 1 項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を特定事業者へ通知しなければならない。

4 経済産業大臣は、第 1 項の規定による勧告又は前項の規定による通知を行うときは、併せて特定事業者に対し、環境影響評価法第 20 条第 1 項の書面又は同条第 4 項の書面及び同条第 5 項の書面がある場合にはその書面の写しを送付しなければならない。

（環境影響評価の項目等の選定）

**第 46 条の 9** 特定事業者は、前条第 1 項の規定による勧告があつたときは、環境影響評価法第 11 条第 1 項の規定による検討において、同項の規定により同法第 10 条第 1 項、第 4 項又は第 5 項の意見を勧告するとともに同法第 8 条第 1 項の意見に配慮するほか、その勧告を踏まえて、当該検討を加えなければならない。

・高知県環境影響評価条例（抜粋）

第9章 高知県環境影響評価技術審査会

（設置）

第38条 この条例の規定による環境影響評価等その他の手続に関する技術的な事項を調査審議させるため、高知県環境影響評価技術審査会(以下「審査会」という。)を置く。

（組織）

第39条 審査会は、委員15人以内で組織する。

（任命等）

第40条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第41条 審査会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委任）

第42条 審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（法対象事業等に係る手続）【一部を抜粋】

第43条第4項 知事は、法第10条第1項又は第20条第1項(法第48条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により意見を述べようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

・高知県環境影響評価条例（抜粋）

第9章 高知県環境影響評価技術審査会

（設置）

第38条 この条例の規定による環境影響評価等その他の手続に関する技術的な事項を調査審議させるため、高知県環境影響評価技術審査会(以下「審査会」という。)を置く。

（組織）

第39条 審査会は、委員15人以内で組織する。

（任命等）

第40条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす

る。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第41条 審査会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第42条 審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(法対象事業等に係る手続)【一部を抜粋】

第43条第4項 知事は、法第10条第1項又は第20条第1項(法第48条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により意見を述べようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

#### ・高知県環境影響評価条例施行規則（抜粋）

#### 第8章 高知県環境影響評価技術審査会

追加〔平成11年規則90号〕

(審査会)

第69条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### ◎高知県環境影響評価技術審査会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県環境影響評価条例(以下「条例」という。)第42条及び高知県環境影響評価条例施行規則(以下「規則」という。)第6条の規定に基づき、条例及び規則に定める事項のほか、高知県環境影響評価技術審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審査会の会議(以下「会議」という。)を開催しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

(委員の欠席の届出)

第3条 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめ会長に申し出なければならない。

(会議)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、事業者その他委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

2 会議は、特に非公開とする必要があると認める場合を除くほか、公開とする。

3 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。



(会義の議事録)

第5条 会議の議事については、その概要を記載した議事録を作成し、議長及びその都度議長が指名した委員2名がこれに署名押印しなければならない。

附 則 この要領は、平成11年7月27日から施行する。

## 審議会等の会議の公開に関する指針（高知県）

### 1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、県民に対し審議状況を明らかにし、県民の県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的とする。

### 2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき知事の下に設置された附属機関
- (2) 要綱等により知事の下に設置された機関で(1)の附属機関に準ずるもの

ただし、法令、条例又は規則により、審議会等の会議が非公開とされているものを除く。

### 3 公開基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。）第6条第1項第1号から第7号までに規定する情報に該当する事項について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

### 4 会議の公開・非公開の決定

審議会等は、「3 公開基準」に基づき、次のいずれかをあらかじめ決定すること。

- (1) 公開
- (2) 非公開

### 5 公開の方法等

(1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。この場合、当該審議会等は、一定数の傍聴席の設置及び傍聴者への会議資料の提供について十分配慮すること。

また、審議会等は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めること。

- (2) 審議会等は、報道機関の取材活動について十分配慮すること。

(3) 審議会等は、会議の終了後、公開した会議の会議資料、委員氏名、会議録及び答申、提言等をインターネットの高知県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）に掲載するとともに、県民室で供覧するよう努めること。

なお、会議を非公開とした場合であっても、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。）第6条第1項第1号から第7号までに規定する非開示情報を除いた会議要旨は、県ホームページに掲載すること。

## 6 会議開催の周知

審議会等は、公開の会議の開催に当たっては、原則として当該会議の開催日の2週間前までに、次の事項を掲載したうえ、本庁舎と主要な出先機関に掲示するとともに、報道機関へ提供する等の方法により行うこと。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴手続
- (7) 公開、非公開の掲載
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他必要な事項

## 7 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

## 8 適用期日

この指針は、平成21年4月1日以降に開催される審議会等の会議に適用する。